

○糸島市NP0・ボランティアセンター条例施行規則

平成22年1月1日

規則第22号

改正 平成26年3月4日規則第5号

平成28年3月29日規則第22号

令和6年12月20日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市NP0・ボランティアセンター条例（平成22年糸島市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 糸島市NP0・ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(令6規則37・一部改正)

(登録)

第4条 条例第6条ただし書の規定による登録を希望する市民活動団体は、糸島市NP0・ボランティアセンター利用登録団体申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、当該登録の可否を決定し、糸島市NP0・ボランティアセンター利用登録団体決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 登録した市民活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、糸島市NP0・ボランティアセンター利用登録団体変更・廃止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 当該登録団体が解散し、又はその活動を休止したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 当該登録団体が市民活動を著しく逸脱する行為をしたとき。

(利用の許可)

第5条 条例第7条の規定による許可を受けようとする登録団体は、利用しようとする日の3月前から前日までに、糸島市NP0・ボランティアセンター利用許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、許可又は不許可を決定し、糸島市NP0・ボランティアセンター利用許可決定通知書(様式第5号)により当該団体に通知するものとする。

(利用の変更等)

第6条 条例第7条の規定による許可を受けた登録団体は、許可を受けた事項を変更し、又は利用を中止しようとするときは、糸島市NP0・ボランティアセンター利用許可変更等申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のうち許可を受けた事項の変更にあつては、当該申請の内容を審査のうえ、糸島市NP0・ボランティアセンター利用許可変更決定通知書(様式第7号)により当該団体に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第7条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 政治活動又は宗教活動を行わないこと。
- (3) あらかじめ指定された場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 危険物又は動物類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の前原市NP0・ボランティアセンター条例施行規則(平成19年前原市規則第69号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成26年3月4日規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月20日規則第37号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

糸島市NPO・ボランティアセンター利用登録団体申込書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 団体名
代表者名

糸島市NPO・ボランティアセンター利用団体の登録をしたいので、糸島市NPO・ボランティアセンター条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

種 別	☐ NPO ☐ ボランティア団体 ☐ その他の団体()
活 動 開 始 (設 立) 時 期	年 月 日
団 体 名	
所 在 地 (住 所)	
代 表 者 名	
連 絡 先	
活 動 分 野	
活 動 内 容	
添 付 書 類	1 規約その他これに類する書類 2 活動内容が確認できる書類 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

糸島市NP0・ボランティアセンター利用登録団体決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けの糸島市NP0・ボランティアセンター利用登録団体の申込みについて、下記のとおり決定したので、糸島市NP0・ボランティアセンター条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

登 録 の 可 否	可 ・ 否
登 録 番 号	
種 別	
活 動 分 野	
備 考	

<審査請求等>

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第3号(第4条関係)

糸島市NPO・ボランティアセンター利用登録団体変更・廃止届出書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 登録番号
団体名
代表者名
連絡先

糸島市NPO・ボランティアセンター利用登録団体の(変更・廃止)をしたいので、糸島市NPO・ボランティアセンター条例施行規則第4条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 の 区 分	変 更 ・ 廃 止	
届 出 理 由		
変 更 す る 場 合 の 内 容	変 更 前	変 更 後
備 考		

様式第 4 号（第 5 条関係）

糸島市NPO・ボランティアセンター利用許可申請書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 登録番号
団体名
ふりがな
氏名
生年月日
性別 男・女
連絡先

糸島市NPO・ボランティアセンターを利用したいので、糸島市NPO・ボランティアセンター条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利 用 施 設 等 名	1 会議室 2 附属設備 ()
利 用 人 数	
備 考	

注 暴力団を利用することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に照会
する等の調査をする場合があります。

様式第5号(第5条関係)

糸島市NP0・ボランティアセンター利用許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けの糸島市NP0・ボランティアセンター利用許可の申請について、下記のとおり決定したので、糸島市NP0・ボランティアセンター条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

決 定 区 分	許 可 ・ 不 許 可
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利 用 施 設 等 名	1 会議室 2 附属設備 ()
利 用 人 数	
備 考	

<審査請求等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号(第6条関係)

糸島市NPO・ボランティアセンター利用許可変更等申請書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 登録番号
団体名
氏名
連絡先

糸島市NPO・ボランティアセンター利用の(許可の変更・中止)をしたいので、糸島市NPO・ボランティアセンター条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申 請 区 分	許可の変更 ・ 中止	
申 請 理 由		
許 可 の 変 更 の 場 合 そ の 内 容	変 更 前	変 更 後
備 考		

様式第7号(第6条関係)

糸島市NP0・ボランティアセンター利用許可変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けの糸島市NP0・ボランティアセンター利用の許可の変更申請について、下記のとおり決定したので、糸島市NP0・ボランティアセンター条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

記

決 定 区 分	許 可 ・ 不 許 可	
	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容		
備 考		

<審査請求等>

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(平28規則22・一部改正)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

(平26規則 5・全改)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

(平28規則22・一部改正)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

(平28規則22・一部改正)